

Title	法廷警察権に基づくテレビカメラ取材制限が違憲とされた事例：二〇〇七年一月二十九日ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷決定
Author(s)	鈴木, 秀美
Citation	阪大法学. 2011, 60(6), p. 235-242
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54895
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

法廷警察権に基づくテレビカメラ取材制限が違憲とされた事例

—二〇〇七年二月一九日ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷決定—

鈴 木 秀 美

【事実】 二〇〇四年、ドイツ連邦国防軍において多数の初年兵が虐待を受けたことが明らかになり、この事件が社会の関心を集める中、ミュンスタ―地裁第八大刑事部の裁判長は、二〇〇七年二月九日、この事件の公判について、開廷前二〇分間の法廷テレビカメラ取材を禁止することを報道機関に通知した。この制限によって裁判官が入廷する様子を撮影することが不可能になるため、ドイツ第二テレビ（ZDF）は、プール方式（代表取材）の採用や、裁判官、被告人、弁護人の顔をアップで撮影しないなどの条件を提示して、裁判長に制限の見直しを求めた。これに対し、同月二日、裁判長は、法廷警察権に基づき「法廷と閉鎖可能なロビーにおける録音、写真撮影、録画が許されるのは、開廷二五分前までおよび閉廷してから一〇分後以降とする。この時間帯以外の法廷と閉鎖可能なロビーにおける録音、写真撮影、録画は許されない」と命じた（以下、「本件命令」）。裁判長は、この制限の理由として、初年兵を虐待した嫌疑で起訴された一八名の被告人が出廷するため、その弁護人や証人も含めると法廷が手狭になり、テレビカメラによる撮影から当事者の人格権を保護することが困難になることなどに加えて、テレビ報道されることによって職業裁判官ではない参審員が世論の影響を受けるおそれがあることもあげていた。

ZDFは、二〇〇七年三月六日、本件命令について連邦憲法裁判所に憲法異議を申し立てるとともに、公判が行われていない時間帯の法廷における訴訟関係者の録画を仮命令によって可能にすることを求めた。連邦憲法裁判所は、同年三月一五

日、仮命令 (BVerfGE 10, 435) によって、本件命令を下したミュンスター地裁の裁判長に対し、開廷前・休憩中・開廷後について、裁判官、参審員、検察官だけでなく被告人も撮影可能な時間帯を報道機関の撮影のために確保しよう命じた。ただし、被告人については、本人の同意がない限りモザイク処理により容貌を匿名化する必要があるとした。翌日、ミュンスター地裁裁判長は、この仮命令に従い、プール方式を採用し、承諾のない被告人の容貌を匿名化することを条件に、本件命令で禁止していた時間帯における法廷テレビカメラ取材を許可した。

【判旨】 本決定は、⁽¹⁾法廷におけるテレビカメラ取材の時間帯を制限した本件命令が、ZDFの放送の自由を侵害したと判断し、本件命令が違憲であったことを確認した。

一 「放送による報道の自由 (基本法五条一項二文) は、情報の収集および番組内容の制作からその公表までを保護する。メディアが何人にも公開されている情報源にアクセスする限り、そのアクセスは、メディアにも一般の市民にも、基本法五条一項一文の情報受領の自由によってももちろん保護されている。これに対し、情報入手、とくに録音・録画のための放送に固有の手段の利用は、その限りにおいて、基本法五条一項二文の、より特別な放送の自由によって把握される。その保護領域には、報道のために放送に固有の表現手段を利用する権利も含まれている。それには、その助けによって信憑性および体験の共有という印象を伝えることができる音声および画像も含まれている。これは、公開された裁判審理を契機とする報道の目的にも妥当する」。

二 「裁判審理の公衆によるコントロールは、メディアの在廷およびそれによる報道によって原則として促進される。公衆の裁判手続に関する情報入手についての利益を満足させることは、個人の意見形成および公的意見の形成に一般的に貢献するだけではない。それは、司法にとっての利益でもある。……視聽覚的描写の公開は、公衆による認知の方法とその強さに寄与する。口頭弁論自体は裁判所構成法一六九条二文によって録音と録画を合憲的に禁止されている。従って、裁判審理の公衆によるコントロールは、法廷の公開とそれについての報道によって行われている。もちろん、ある法廷の様子およびそこで行動している人物について伝えることは、それに加えて、情報入手の市民の利益を満足させることに貢献する裁判手続の具象性 (Anschaulichkeit) を伝えることができる。そのような画像や、場合によってはその画像とともに伝えられる周囲の音声 (Geräuschkulisse) は、久しい以前からテレビによる裁判報道の典型的な内容になっており、この間にテレビ

視聴者もそれを期待するところとなっている」。

三 「裁判審理の形成および法廷警察権による命令は、手続法が、対抗措置を講じていない限り、裁判長の裁量に委ねられている」。「裁判長は、この裁量を、裁判審理の公衆による見聞およびコントロールの保障のための放送による報道の意義ならびに報道に対立する利益の意義を考慮して、行使しなければならぬし、その際、比例原則の遵守を確保しなければならない。音声と動画による撮影を利用して報道する利益が、他の、裁量判断において考慮されるべき利益に優位する場合には、裁判長はそのような撮影の可能性を設けることを義務づけられている」。

①公衆の情報入手についての利益の重要性を判断するに際して、裁判手続のその都度の対象が重要である。刑事手続の場合には、起訴されている犯罪の重大さがとくに考慮されるべきである。しかしまた、それが、例えば特別な状況や大枠の条件、関与した人物、そのような犯罪の再犯のおそれに基づく公衆の注目、あるいは被害者とその家族への同情を理由とする公衆の注目も考慮されるべきである。情報入手の利益は、犯罪が、例えばその犯行の方法または攻撃対象の特殊性に基づいて、通常の犯罪から際立っていればいるほど、通常は大きくなり、衡量において重要性を獲得する。情報入手の重大な利益は、被告人自身に、顕著な、時代史的な意義がない場合にも、例えば興味を引くような対象のため、訴訟それ自体に対する情報入手の利益がある場合には存在しうる。

公衆の情報入手の利益は、通常、被告人と彼が責任を問われている犯行だけではなく、裁判を行う合議体の構成員として、あるいは検察の公判代表者として、国民の名の下に法発見に関与する人物にも向けられている。さらに、司法機関として、審理に関与するために任命された弁護士またはその他の手続関係者、例えば証人も、原則として正当な、情報入手の利益の対象となりうる。

②しかしまた、裁量の行使およびその基礎となる衡量にあたり、撮影と録音録画の公表に対立する可能性のある保護に値する利益も考慮されなければならない。とりわけそれに含まれるのは、当事者、とくに被告人および証人の一般的人格権の保護、当事者の公正な手続についての権利（基本法二〇条三項との結びつきにおける二条一項）、ならびに司法の機能性、とくに妨げられない真実と法の発見である。その際、立法者によって典型として確定された、法廷公開の禁止自体のための人物に関連する要件が存在する場合には、逆方向の利益が特別に重要になる」。

四 「法廷警察権に基づく命令についての裁判長の裁量判断は、さまざまな競合する利益の衡量の下で、比例原則に適っていなければならない」。公判当日の法廷内の様子について情報へのアクセス制限を命じる場合、とくに必要性の原則を考慮する必要がある。

「録音と放送用録画の禁止は、先に、競合する利益を制限的的命令によって考慮することが可能な場合、とりわけ、適切な技術的措置によって行われた、特別な保護の権利を有する人物の画像撮影の匿名化を条件とする場合には、必要ではない。撮影された人物が広範な公衆によって特定される危険がない場合、もしかしたらなお残っている、当事者を認識可能な知人の、狭い範囲のリスクは、公衆の情報入手についての重要な利益に対立するため、当該リスクは、当事者にとって狭い範囲の認識可能性から重大な不利益のおそれが生じない限り、甘受される。もちろん、そうした匿名化の命令にも、個々の事件の状況から正当化を前提とする、公衆の情報入手の可能性の重大な制限は存在している」。

五 「審理の直前・直後または休憩中の録音と録画が放送の自由に含まれているため、そのような撮影を禁止し、または制限する命令は、実体的基本権保護の実効性のために、裁判長が、その判断の根拠となる理由を明らかにし、それによって当事者にすべての重要な状況を衡量に取り込んだことを認識させることを必要とする」。

【解説】 ドイツ裁判所構成法 (Gerichtsverfassungsgesetz) 一六九条は、「裁判所における審理は、判決および決定の宣告を含めて公開される」と定めているが(第一文)⁽³⁾、第二文では審理中の放送用取材が禁止されている。ただし、この禁止は、開廷中に限定され、開廷前・休憩中・閉廷後のテレビカメラ取材を認めるか否かは、裁判長の法廷警察権(裁判所構成法一七六条)に基づく判断に委ねられていると考えられている。実際に、世間が注目している刑事事件の場合には、被告人の入廷・退廷時や休憩中の様子を法廷内で撮影することが許され、その映像がテレビだけでなく、新聞社のウェブサイトによっても報道されることがある。

ドイツでは、裁判所構成法によって禁止されていない開廷前・休憩中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材を、裁判長が法廷警察権によってどこまで制限できるかが問題とされてきた。連邦憲法裁判所は、一九九四年、旧東ドイツの政治家の刑事責任が問われた「ホーネッカー事件」法廷テレビカメラ取材禁止事件⁽⁴⁾において、この問題に初めて取り組み、法廷における混乱回避のため、法律が禁止していない開廷前・休憩中・閉廷後についても全面的に法廷テレビカメラ取材を禁止したベルリ

ン地裁裁判長の命令を違憲とする決定を下した（放送の自由の侵害）。ただし、ホーネッカー事件は、ドイツにとって歴史的・政治的・社会的にきわめて重要な事件であり、高齢で病気のホーネッカーの刑事責任を問うことが可能か否かに大きな関心が集まっていたという事情もあったため、この判決の射程がどこまで及ぶかという問題が残された。

その後、二〇〇〇年になって、マンハイム貯蓄銀行の元代表取締役らの背任事件（数億マルクの損害が発生）の法廷テレビカメラ取材を希望する地元公共放送協会と、これを拒んだマンハイム地裁の対立が連邦憲法裁判所に持ち込まれた。公共放送協会は、開廷直前の法廷テレビカメラ取材を希望したが、陪席裁判官のほか、被告人および弁護人の一部が、法廷内撮影を拒んだこともあり、裁判長が、審理中だけでなく、開廷前・休廷中・閉廷後についても法廷テレビカメラ取材を禁止した。裁判長は、判決が宣告される日についても法廷テレビカメラ取材を認めなかったため、公共放送協会が仮命令によって判決宣告当日の取材を認めるよう連邦憲法裁判所に求めたところ、連邦憲法裁判所第一法廷第一部会は、同年七月二二日、この請求を認容する仮命令を下した（NJW 2000, 2890）。

この事件において公共放送協会が許可を求めたのは、当初は、判決宣告の当日、開廷前・休廷中・閉廷後のプール方式（三人の取材チーム）による法廷テレビカメラ取材だった。その後、公共放送協会は、仮命令の手続では撮影対象を裁判官と参審員のみ限定して争った。この事件では、裁判官が撮影を拒否していることが問題とされたが、連邦憲法裁判所は、裁判官と参審員は、撮影を甘受しなければならないとした。「なぜなら、裁判官と参審員は、彼らが担っている職務権限に基づいて、刑事法廷の公判に参加したことを契機として、メディアの公衆を含む、公衆の視野の中にいるからである。裁判官と参審員の姿を目にする者を在廷している人々に限定するという裁判官と参審員の利益は、法治国的裁判手続にとっての公開原則の意義に照らせば、通常は認められない。ただし、合議体の構成員の肖像をテレビで中継することが、将来重大な侵害を発生させることになるという懸念の原因となるような特別な事情がある場合には、人格権が報道の利益に優位する」。しかし、この事件ではそのような特別な事情があるとは認められなかった。

これに対し、本件では、ミュンスター地裁の裁判長が、被告人と弁護人の人数が多いため法廷が手狭になり、当事者の人格権保護が困難になること、テレビ報道されることにより参審員が世論の影響を受けるおそれがあることなどを理由に、法廷テレビカメラ取材を「開廷一分前までおよび閉廷してから一〇分後以降」に制限したことが問題になった。この制限は、

開廷直前の法廷内の訴訟関係人の様子、とりわけ裁判官が入廷する様子を撮影し、テレビ放送することを不可能にするものだった。⁶⁾

連邦憲法裁判所は、この制限を違憲であるとした。本決定は、開廷前・休廷中・閉廷後に訴訟関係者が法廷にいる様子をテレビで報道する意義を強調し、法廷テレビカメラ取材の制限に際して対立する諸利益の詳細な衡量を行うことを裁判長に求めた。本決定によれば、制限を正当化するためには比例原則、とくに必要性の原則を考慮する必要がある。本決定は、当該制限の合憲性を検討するための考慮要素（一方では、公衆の情報入手についての利益、他方では、当事者、とくに被告人および証人の一般的人格権の保護、当事者の公正な手続についての権利、司法の機能性、とくに妨げられない真実と法の発見）について、衡量の指針をかなり具体的に示している。これに加えて本決定は、裁判長が法廷テレビカメラ取材を禁止または制限する際には、放送の自由への配慮のため、関連する重要な要素をすべて考慮に入れて衡量を行ったことがわかるよう、判断の根拠となった理由を明らかにする必要があるとした。

本決定は、本件の具体的事案をその指針に照らして検討した結果、本件の裁判長命令による法廷テレビカメラ取材の制限が上記の要請に適っていないと判断した。連邦国防軍初年兵に対する虐待について、公衆は事件の解明に大きな関心を寄せていた。これに対し、公判の行われていない法廷におけるテレビカメラ取材が、被告人を不安にさせ、審理を困難にするおそれがあることを理由に制限を課すためには、そのようなおそれが具体的手がかかりから検証できるようにする必要がある。また、裁判長は、連邦国防軍兵士である被告人らについてその手がかかりがあったことを明らかにしてはいなかった。また、参審員の保護のためであったとしても、参審員は裁判所構成法により職業裁判官と同じく裁判を行う職務があることから考えて、本件命令のような制限は許されないと判断された。

社会の関心を集めていたとはいえ、ホーネッカー事件ほどの重大事件ではなかった連邦国防軍初年兵虐待事件の法廷テレビカメラ取材制限について下された本決定が、裁判長の法廷警察権による、開廷前・休廷中・閉廷後の法廷テレビカメラ取材の制限について、裁判長の裁量を認めつつ、制限を課すにあたって考慮すべき要素および衡量のための指針を示したことさらに、裁判長が、テレビカメラ取材を禁止または制限する際には、放送の自由への配慮のため、関連する重要な要素をすべて考慮に入れて衡量を行ったことがわかるよう、判断の根拠となった理由を明らかにする必要があるとしたことは、裁判

についてのテレビ放送による報道の自由の観点からみて大きな意義がある。本決定が示した対立する諸利益の衡量の指針は、法廷カメラ取材が厳しく制限されている日本においても参照されるべきものと思われる。なお、本件では、法廷テレビカメラ取材を制限する理由として、当事者の人格権保護などとともに、テレビ報道されることによって職業裁判官ではない参審員が世論の影響を受けるおそれもあげられていたが、本決定は、この理由による制限の正当化を認めなかった。日本の裁判員とは制度上の違いがあるとしても、本決定の参審員に関連する判断も日本にとっては興味深い。

なお、ドイツでは法廷カメラ取材に関連して、公判が行われていない法廷における写真または映像のカメラ取材を裁判長が許可する際、モザイク処理により被告人の容貌の匿名化を報道機関に義務づけること (Pixelzwang) の合憲性も問題にされている。連邦憲法裁判所は、被告人の容貌の匿名化が、裁判についての公衆の情報入手にとって重大な制限になることを認めながらも、匿名化義務の合憲性を問題視し、被告人の容貌の撮影を求めたテレビ局の仮命令の申立てを、被告人の人格権保護を理由に退けたことがある (NJW 2003, 2523; NJW 2009, 350)。本決定も、一般論として、匿名化による人格権保護の手法を用いることで、法廷における録音・録画の全面的禁止を回避できると述べており、対立する利益の調整の観点から匿名化の手法を肯定的にとらえている。この他、裁判長が命じた被告人の容貌の匿名化義務を履行しなかった、いわゆる大衆紙に属する日刊紙「ビルト」(Bild) の写真報道について、被告人の人格権侵害を理由とする損害賠償請求を認めた下級審判例 (KG Berlin, AP 2010, 385) ⁽⁷⁾ がある。法廷カメラ取材の全面禁止より、当事者の匿名化を条件に法廷カメラ取材を認めるほうが、取材制限としては緩やかであるとしても、法廷における被告人の容貌の匿名化は、犯罪報道の本質を脅かすため、いかなる場合にそれが必要になるか、連邦憲法裁判所の詳しい判断が示されるべきだと指摘されている⁽⁸⁾。

〔後記〕 本稿は、科学研究費基盤研究 (B) 「制度改革期における『裁判の公開』原則の再検討——制度と人権の関係性解明に向けて」の研究成果の一部である。

- (1) BVerfGE 119, 309. 評釈として、Stefan Mueckel, JA 2009, 74 f.
- (2) 法律で裁判が非公開とされる一部の少年事件や、証人の生命、身体、自由を保護するための裁判公開の禁止の場合

などがこれにあたる。

(3) 基本法は、裁判の公開について明文では規定していない。裁判の公開は、法治国原理および民主制原理にその根拠があると解釈されている。この他、連邦法としてドイツにも直接に適用されるヨーロッパ人権条約六条は、公開の裁判を受ける権利を保障している。裁判所構成法の裁判公開は、直接公開（法廷の公開）に限られるとするのが通常裁判所の判例である。これに対し学説においては、間接公開（メディアによる公開）も、裁判の公開によって要請されているという見解も唱えられている。

(4) この他、裁判所構成法一六九条二文による開廷中の法廷テレビカメラ取材禁止の合憲性も問題とされており、この規定を廃止すべきだとどう主張もある（例えば、Florian Pfeife, Medienöffentlichkeit im Gerichtssaal – Neue Herausforderungen im Informationszeitalter?, ZG 2010, 283 ff.）。ただし、連邦憲法裁判所は、この規定について二〇〇一年に合憲判決（BVerfGE 103, 4）を下している。法治国原理および民主制原理が要求する「裁判の公開」の原則を法律によってどのように決めるかは、立法者の裁量に委ねられていると判示された。鈴木秀美「法廷テレビカメラ取材禁止の合憲性」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅲ』（信山社、二〇〇八）一七七頁以下、同「法廷テレビカメラ取材と裁判の公開」村上武則ほか編『法治国家の展開と現代的構成』（法律文化社、二〇〇七）一三三頁以下参照。

(5) BVerfGE 91, 125. 宮地基「法廷におけるテレビ撮影と放送の自由」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅱ（第二版）』（信山社、二〇〇六）一五〇頁以下、鈴木秀美「放送の自由とその限界——法廷内テレビカメラ取材の制限を例として」同『放送の自由』（信山社、二〇〇〇年）一〇四頁以下参照。

(6) 筆者は、二〇〇九年二月二八日、ミュンスタ―地裁を訪問し、広報担当 Dr. Jochen Dyhr 裁判官と面談したほか、本件の審理が行われた法廷も見学した。同裁判官によれば、同地裁の裁判官には、法廷カメラ取材を好まない者が多いが、地元報道機関の場合、裁判官の法廷カメラ取材に消極的な方針を問題にすることはないとのことだった。

(7) 筆者は、ベルリン高等裁判所第九民事部 Leopold-Volker Nippe 裁判長との配慮により、二〇一〇年三月一九日、この事件の口頭弁論を傍聴する機会を得た。

(8) Oliver Schlüter, Zur Beschränkung der Presse- und Medienfreiheit durch sitzungspolizeiliche Anordnung nach § 176 GVg, AfP 2009, 557.